

長野県公共事業評価制度

新たな新規評価制度の概要

令和5年4月

総務部コンプライアンス・行政経営課政策評価室

新規評価制度の概要

新規評価の役割

新たに事業に着手しようとする箇所について、事業実施の**妥当性及び着手の優先度**の視点から評価を行い、**事業採択の判断に活用**する

▶ 評価に当たっては、再評価・事後評価の審議結果を反映

新規評価の対象箇所

新たに事業に着手しようとする箇所のうち、以下を除く **すべての箇所**

【除外する箇所】

- (1) 災害復旧に関する箇所
- (2) 維持管理等現状の機能を確保するための箇所
- (3) 調査のみの箇所
- (4) 単年度で事業完了する箇所
- (5) ファシリティマネジメントの協議案件である総事業費 1 億円以上の建物の新築・改築に関する箇所
- (6) その他、評価の実施が困難な箇所

新規評価制度の見直しの概要

優先度の高い箇所に投資を重点化する仕組みへ

現状と課題

総合評点による判定

必要性、重要性、効率性、緊急性、計画熟度の視点
評価の項目に「最低限満たすべき項目」と
「優先度を比較する項目」が混在している

評価基準・配点

社会情勢などに適合した評価基準の見直しと
より客観性・公平性の高い評価へ

事業ごと一律の評価基準

市街地、中山間地など地域特性に応じた評価が困難
市街地等に偏重する評点は地域格差が生じるおそれ

見直し内容

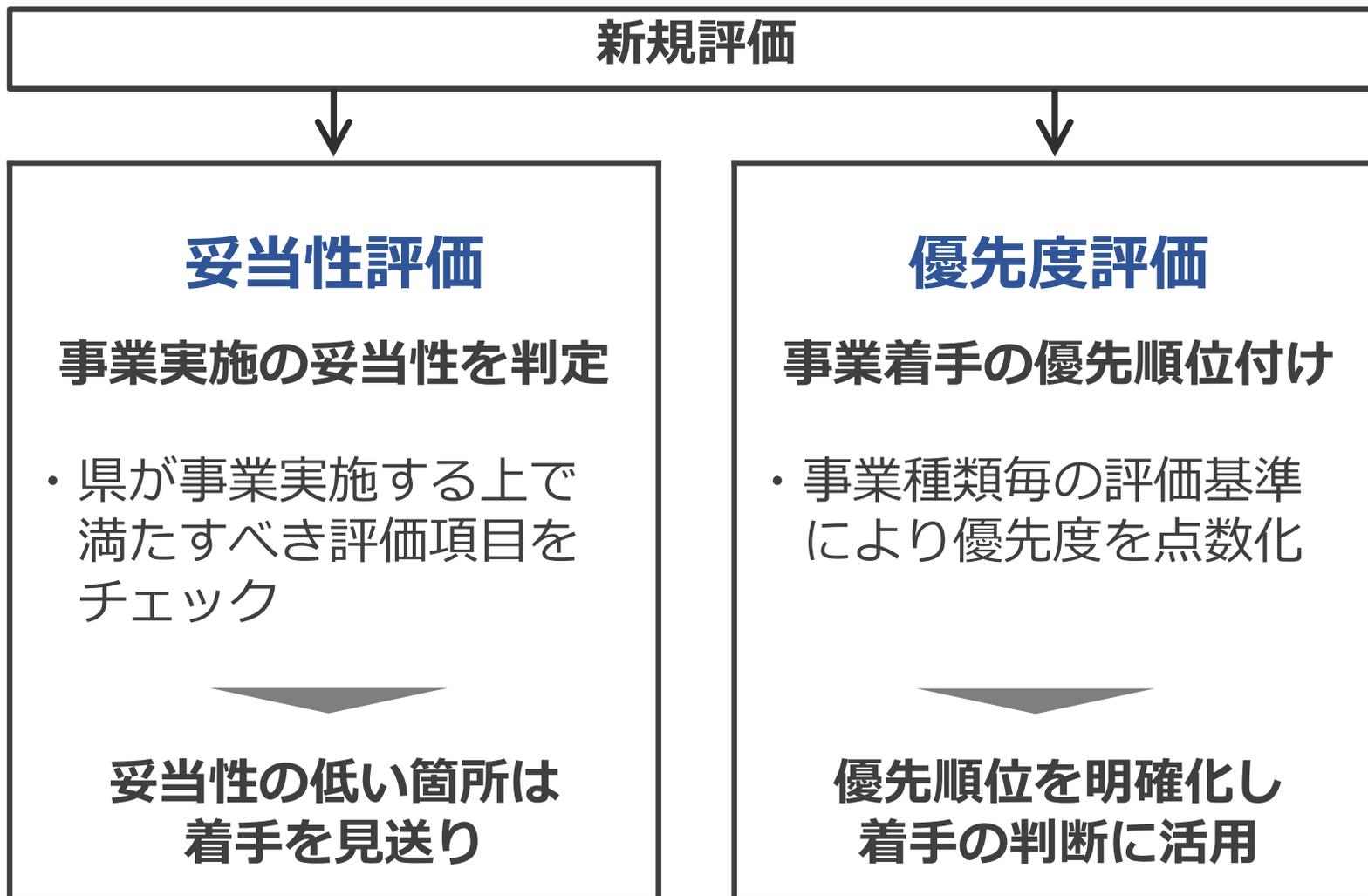
事業実施の「**妥当性**」の判定と
着手の「**優先度**」の評価を分離

多角的視点による評価基準の
再設定と
理論的な評点の方法を導入

地域特性を考慮した評価基準の
設定

新たな新規評価制度の仕組み

「妥当性」「優先度」の **2つの視点** による評価



妥当性評価の概要

事業着手の最低基準の明確化



県が事業を実施する上で
最低限満たすべき共通項目を評価

全ての項目を確実に評価する
チェックリスト形式

再評価・事後評価の審議結果を踏まえ
評価項目を見直し

将来にわたる効果発現見込みを評価

▷人口減少社会を見据え、整備の妥当性を判断

[例] 将来の交通量推計や地域の将来ビジョンを確認

視点	項目
事業の位置づけ	事業目的等の整理
	県総合5か年計画の位置づけ
	関連計画、重点施策の位置づけ
	SDGsの関連目標
	県が実施主体となる妥当性
	採択要件の確認
効率性 事業効果	事業効率性 (B/C)
	直接効果、間接効果
	事業費の妥当性
	事業期間の妥当性
	将来にわたる効果発現見込み
	工法等の比較検討
	環境への配慮
計画熟度	事業要望・情報の共有
	地域の合意形成
	用地補償の事前調査
	関係機関協議
	事後・再評価からのフィードバック

優先度評価の概要

優先度を点数化する評価手法

ウェイト × スコア の値を合計した総合評点

	【レベル1】	【レベル2】	【レベル3】	ウェイト	スコア	評点
事業優先度	災害発生時の影響 (被害・影響の大きさ)	人命・財産等の 保全	人家の保全	0.065	5	0.33
			要配慮者利用施設 の保全	0.046	3	0.14
			避難場所・避難路 の保全	0.032	5	0.16
			公共施設の保全	0.023	1	0.02
		社会経済活動 の維持	交通遮断による 社会活動への影響	0.042	3	0.13
			ライフライン切断による 生活への影響	0.042	5	0.21
	災害発生の危険度 (地すべりの兆候)	流域の状況	地形地質の状況	0.148	3	0.44
			地すべりの兆候	0.352	5	1.76
			施設の整備状況	0.093	3	0.28
	地域の防災体制 (防災意識の高さ)		関係者が連携した 防災体制	0.049	5	0.25
住民との災害リスク の共有			0.078	5	0.39	
流域治水の推進			0.031	3	0.09	
				総合評点		4.2



多角的視点による評価項目の再設定

施設の役割、県民生活への影響、地域住民との協働など多角的な視点により評価項目を再設定

▷ 住民協働の視点をすべての事業に適用

理論的な意思決定手法によるウェイト設定

「AHP分析手法※」による、ウェイト（重要度）の数値化

※ Analytic Hierarchy Process（階層化意思決定法）

客観性・公平性の確保

外部有識者の意見を反映した評価制度の構築

部局を跨ぐ各事業を「防災」「道路」「農業」に再分類し、**評価基準の一部を統一**

(地すべり対策事業の例)

対象事業一覧

事業種類	事業名	(事業区分)	部局	課
防災・減災対策	地すべり対策		農政部 林務部 建設部	農地整備課 森林づくり推進課 砂防課
	急傾斜地崩壊対策等		建設部	砂防課
	砂防		建設部	砂防課
	治山		林務部	森林づくり推進課
	農村地域防災減災	(一般) (ため池)	農政部	農地整備課
			農政部	農地整備課
河川	(治水)	建設部	河川課	
道路整備	道路改築	(市街地)	建設部	道路建設課
		(中山間地)	建設部	道路建設課
		(その他)	建設部	道路建設課
		(小規模)	建設部	道路建設課
	街路	(市街地)	建設部	都市・まちづくり課
		(アクセス)	建設部	都市・まちづくり課
		(ウォークアブル)	建設部	都市・まちづくり課
	市町村基幹道路整備		建設部	道路管理課
	道路環境対策	(雪寒対策道路)	建設部	道路管理課
		(交通安全施設等整備)	建設部	道路管理課
(無電柱化推進)		建設部	道路管理課	
農業基盤整備	かんがい排水		農政部	農地整備課
	畑地帯総合土地改良		農政部	農地整備課
	経営体育成基盤整備		農政部	農地整備課
	中山間総合整備		農政部	農地整備課

事業種類ごとに
評価項目を統一

事業区分ごとに
ウエイトを設定



地域特性に
応じた評価

事業特性に
応じた評価

【拡充する視点】 住民協働の視点



住民協働の意識が高い箇所が優先となる評価基準

ハードだけに頼らない地域づくりへ施策誘導

事業種類	評価項目	取組の例
防災・減災	地域の防災体制 流域治水の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・ 学校における避難確保計画の作成と避難訓練の実施・ 地区防災マップの作成・ 災害時住民支え合いマップの作成 など 
道路整備	推進環境 地域住民等との連携	<ul style="list-style-type: none">・ 歩道の草刈り、美化活動（アダプト活動）・ 交通安全指導、見守り活動・ 地域住民等が計画に参加 など 
農業基盤整備	農村の振興 地域独自の取組 多面的機能の発揮 地域ぐるみでの共同活動	<ul style="list-style-type: none">・ 棚田保全活動 ・ 農福連携・ 農業資産の魅力発信（教育・観光等）・ 希少動植物の保全の取組・ 地域ぐるみで取り組む多面的機能の維持発揮の取組 など 